

## 宮崎市大量出力帳票印字封入封緘業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要項は、「宮崎市大量出力帳票印字封入封緘業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 宮崎市大量出力帳票印字封入封緘業務委託
- (2) 業務内容 「宮崎市大量出力帳票印字封入封緘業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務場所 宮崎市本庁舎および受託事業者作業場所

### 3. 予算額

見積金額の上限は 318,166,360 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)とする。  
また、各年度における上限額は以下のとおりである。

年度	上限額(税別)
令和 8 年度	35,450,000 円
令和 9 年度	70,679,090 円
令和 10 年度	70,679,090 円
令和 11 年度	70,679,090 円
令和 12 年度	70,679,090 円
合計	318,166,360 円

### 4. 公募型プロポーザル方式を採用する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け、評価し、受託候補者を選定するため。

### 5. スケジュール(予定)

- |                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| (1)公募開始日        | 令和 8 年 4 月 23 日(木)                 |
| (2)質問の締切日       | 令和 8 年 4 月 30 日(木) 17 時 00 分まで(必着) |
| (3)質問に対する回答日    | 令和 8 年 5 月 1 日(金)                  |
| (4)参加申込書受付締切日   | 令和 8 年 5 月 8 日(金) 17 時 00 分まで(必着)  |
| (5)参加資格確認結果通知日  | 令和 8 年 5 月 15 日(金)                 |
| (6)提案書等の提出締切日   | 令和 8 年 5 月 22 日(金) 17 時 00 分まで(必着) |
| (7)プレゼンテーション審査日 | 令和 8 年 5 月 28 日(木)                 |
| (8)審査結果通知       | 令和 8 年 6 月 1 日(月)                  |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

## 6. 参加資格

企画提案書の提出締切時点で、単独の事業者の場合は、①から⑧までの全ての要件を満たすこと。

また、共同事業体(※)の場合は、いずれかの構成員が①の要件を満たすとともに、それぞれ構成員で②から⑧までの要件を満たすこと。

- ① 令和3年(2021年)度以降に、本業務と類似する業務に対して、人口20万人以上の自治体での受注実績を有すること。
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が管理する情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ④ 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し、同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 応募時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑥ 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- ⑦ 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者)ではないこと。
- ⑧ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受けていないこと。

(※)単独で対象業務を行えない場合、適正な業務を遂行できる共同事業体(対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織を言う。以下同じ。)として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

## 7. 参加申込の手続き

### (1)事務局(問い合わせ先)

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市役所情報政策課(本庁舎4階)

電話 0985-21-1712

FAX 0985-22-6106

メール [03jyouho@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:03jyouho@city.miyazaki.miyazaki.jp)

(2)提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式1)
- ②業務実績(様式2)
- ③ISMS の認証取得証明書又はプライバシーマークの認証等の写し(様式任意)
- ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式3)
- ⑤法人にあつては、商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し(発行日から3か月以内)
- ⑥宮崎市税に滞納が無いことの証明(発行日から3か月以内、写し可)
- ⑦国税に滞納が無いことの証明(発行日から3か月以内、写し可)
- ⑧共同事業体結成予定書(様式4)(共同事業体を構成する場合のみ)

※宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は④～⑦の提出は不要

(3)提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により(1)の事務局あて提出すること。

(4)提出期限

- ①持参の場合 令和8年5月8日(金)17時00分まで  
(土曜、日曜及び祝日を除く。8時30分から17時00分まで。)
- ②郵送の場合 令和8年5月8日(金)必着

(5)参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年5月15日(金)までに通知する。

## 8. 質疑応答

(1) 質問方法

件名を次のとおり記載した質問書(様式5)をメール又はFAXにより7(1)の事務局あて送付すること。(必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。)

件名:【会社名】「印刷・封入封緘業務プロポーザル質問書」

(2) 受付期限

令和8年4月30日(木)17時00分まで(必着)

(3)回答方法

本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。また、質問の回答は本要領の追加または修正とみなす。

(4)回答期限

令和8年5月1日(金)まで

## 9. 企画提案書作成方法

### (1)提出書類

別紙1「宮崎市大量出力帳票印字封入封緘業務企画提案書等作成要領」を参照。

なお、帳票レイアウトは、参加申込を受理した事業者に対し、授受の日時・方法を別途指示し、速やかに提供する。なお、帳票レイアウトは現時点のものであり、変更となる場合がある。

### (2)提出期限

令和8年5月22日(金)17時00分まで(必着)

### (3)提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により7(1)の事務局あて提出すること。

### (4)提出部数

・正本(提案者名等応募者が分かるもの)紙1部、及びPDFデータ

・副本(提案者名等応募者が分からないもの)紙1部、及びPDFデータ

※PDFデータは、メールもしくはCD等の記録媒体で提出すること。提出書類は書類番号順に並べて、ひとつのデータにまとめて提出すること。資料にページを付す場合は、スライド番号と相違がないようにすること。やむを得ず複数のデータを提出する場合は、タイトルを付け説明しやすい工夫をすること。

※正本には、それぞれ提案者名を記載すること。副本には、提案者名等応募者が類推できる表現等の記載は行わないこと。

### (5)その他

・企画提案書及び見積書は、1参加事業者につき1件を限度とする。

・企画提案書は原則としてA4判の片面印刷で20枚以内とする。

・企画提案内容は、提案事業者が自ら実現できる範囲で記載すること。

## 10. 審査方法

### (1)実施日

令和8年5月28日(木)(詳細は、別途通知する。)

### (2)実施内容

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

### (3)実施方式

オンライン方式により審査を実施する。

web会議システムは提案事業者が準備し、アクセスに必要な情報を事前に7(1)の事務局宛てに事前に連絡すること。

### (4)評価項目・基準

別紙2「評価基準」のとおり

### (5)審査方法

評価基準に沿って審査、採点し、合計得点が最も高い提案事業者を受託候補者に決定する。同点の場合は、委員の多数決により受託候補者として選定する。多数決の結果、2者で同一となった場合は、委員長が意思表示をした者を受託候補者として選定する。

提案事業者のうち、合計得点で6割以上を得た者がいない場合は、受託候補者に相応しい提案事業者がいないと判断し、本プロポーザルは中止とする。

なお、提案事業者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

#### (6)審査結果の通知

令和8年6月1日(月)に全ての提案事業者に文書で通知する。ただし、実施日については事務の都合により変更することがある。

#### (7)その他

- ①プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ②出席者は、1事業者につき5名までとする。なお、業務責任者となる予定の者は原則出席し、プレゼンテーション及び質疑応答の対応を行うこと。
- ③法人名や従業者名が特定できないよう、言動や服装に注意を払うこと。
- ④企画提案書の内容を逸脱した説明や、審査委員の質問内容と全く関係ない発言は慎むこと。
- ⑤プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ⑥プレゼンテーション審査は個別に行い、非公開とする。
- ⑦次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
  - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
  - イ 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
  - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - エ 見積金額が、提案限度額を超えている場合。
  - オ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

## 11. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、金額等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

### (2) 支払い

支払いは、各年度末に1回払いを予定し、当該年度の成果物を確認の上、受託者の請求に基づき支払うものとする。

## 12. その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市からの指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しな

い。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。

## (2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて提案事業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届(様式6)を提出すること。
- ③企画提案書等の提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等の提出書類の使用及び複製の作成を無償でできるものとする。
- ④提案事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑤提案事業者は、競争を制限する目的で他の提案事業者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ⑥提案事業者は、受託候補者の選定前に、他の提案事業者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- ⑦提案事業者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該事業者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

## 13. 問い合わせ先

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市総務部 情報政策課(担当:小島、川口、兼森)

電話(0985)21-1712

電子メールアドレス 03jyouho@city.miyazaki.miyazaki.jp